

第 77 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 30 年 3 月 1 日(木) 14:00～

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 東芝メモリ岩手K 1 棟建設工事について

(資料No.1～資料No.4)

(2) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料No.1：東芝メモリ岩手K 1 棟建設工事に係る届出の状況

資料No.2：第 2 種事業の判定の基準

資料No.3：第 2 種事業の判定に係る意見(北上市長)

資料No.4：事業計画の概要書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

第 77 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	○
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	○
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構企画部研究企画科企画室長	×
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	×
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	○
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	×
島田 卓哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所鳥獣生態研究室長	○
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	×
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	○
鷹 背 紅子	有限会社鷹背建築設計事務所代表取締役	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	×
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	×
平塚 明	岩手県立大学総合政策学部教授	○
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○

※備考欄：○＝出席、×＝欠席

【事務局】

氏名	職名	備考
小野寺 宏和	環境保全課 総括課長	
藤村 朗	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
高橋 秀司	ものづくり自動車産業振興室 特命課長	
菊池 恭志	環境保全課 主任主査	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
川崎 努	都市計画課 主査	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
福地 千春	建築住宅課 主査	
本山 信一	環境保全課 主査	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	

東芝メモリ岩手K1棟建設工事に係る届出等の状況

事業の名称	東芝メモリ岩手K1棟建設工事	
適用区分	条例第2種	
事業の種類	建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業	
事業の規模	造成済の工業専用地域 延べ床面積約 199,500 m ²	
事業の実施区域（予定地）	北上市北工業団地6番6号	
事業者の名称	東芝メモリ株式会社	
概要書	提出（届出）	平成30年 2月15日
	現地調査	平成30年 1月22日
	技術審査会の審査	平成30年 3月 1日
	第2種事業の判定の期限	平成30年 4月13日 ※届出の日から60日以内

(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

(知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

規則第5条第3号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

規則第5条第4号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）、水質汚濁（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）、又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

規則第5条第5号 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路（車線の数4以上であるものに限る。）の長さ又は新たに設けられる道路の部分（車線の数4以上であるものに限る。）の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上

29北環第1241号
平成30年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

北上市長 高 橋 敏 彦

岩手県環境影響評価条例に基づく第2種事業の判定に係る意見等について（回答）

平成30年2月16日付環保第502号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

1 意見

環境影響評価その他の手続きは要しないと考えます。

2 理由

「東芝メモリ岩手K1棟建設工事」において、環境影響の程度が著しいものとなる要件がないため。

担 当 生活環境部環境政策課
環境保全係
連絡先 0197-72-8282（直通）

東芝メモリ岩手K1棟建設工事第2種事業の判定に係る事業計画の概要書に対する
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《概要書》 p7

表 2.2 に示されている「純排水機械棟」とはどのような施設を意味するのかお教えいただきたい。
(伊藤 歩委員)

【回答】

工業用水を半導体製品の製造に利用する純水に精製するとともに、水資源使用量削減の観点から排水の一部を再利用する処理を行います。また、排水を公共用下水道に放流するために基準に適合する水質まで処理を行います。

【2】

《概要書》 p15

工場排水は公共下水道に直接排水するとしているが、排水に有害物質が含まれることはないかお教えいただきたい。
(由井 正敏委員)

水質汚濁防止法の規制の対象となる事業場に該当する場合（接続する公共下水道が分流式下水道の場合も含む）は、同法による所定の規制があります。

また、有害物質等を取り扱う場合は、公共用水域等への汚染が懸念されるので、これらに関する項目についても検討していただきたい。
(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

排水中にはふっ素が含まれますが下水道基準に適合するまで処理を行い、公共用下水道に直接排水する計画です。

雨水排水は公共用水域（北上川）に排出しますが、工場内に pH 計および油膜検知器を設置して監視を行うとともに、異常を検知した場合には遮断と排水処理施設への移送を行います。

【3】

《概要書》 p16

「2-2-2 環境負荷低減対策」において、「薬品の個別回収による有価物化」と記述されていますが、施設の稼働後はどのような薬品類（毒物や劇物など）が使用され、それらの管理や処理をどのように行う予定であるか教えていただきたい。
(伊藤 歩委員)

【回答】

施設稼働後に使用する薬品類のうち、毒物及び劇物取締法（以下、毒劇法）の対象となりうるものは①弗酸、②アンモニア、③硫酸、④TMAH（水酸化テトラメチルアンモニウム）、⑤パフアード弗酸、⑥混酸の6種類です。有価物として売却を行う場合には毒劇法に基づく製造・販売の許認可を取得するとともに、薬品毎に台帳管理を行います。具体的な処理については検討中ですが、四日市工場の場合、①～④については薬品や肥料の原料として販売を行っています。

【4】

《概要書》 p26

「② 水質汚濁防止対策」において、「排水は・・・既設の排水施設に排水する。」と記述されていますが、既設の排水施設とはどのようなものかお教えいただきたい。

また、排水は最終的に公共下水道に排出されるということでのよいのかお教えいただきたい。
(伊藤 歩委員)

工事排水等を排水するとしている「既設の排水施設」及び「基準値」について説明していただきたい(施設の所在場所、処理能力、排水の放流先、何の基準値か等)。

また、周辺水域に影響を与えないよう配慮願います。(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

A-1 既設の排水施設とは、敷地外周部の歩車道部の雨水排水側溝に排水する考えです。

A-2 最終的に排水は敷地外周部の歩車道部の雨水排水側溝を介し、飯豊川へ放流します。

B-1 既設の排水施設→A-1 の回答参照。

B-2 工事排水処理方法→現場内へ3 m³のノッチタンクを設置(敷地内外周部に6ヶ所予定)し、そこに掘削時の溜り水等の工事排水及び車両洗車汚水等を集水します。SS(濁り)を沈殿させ上澄み水を放流します。沈殿物は、産廃処理を行います。

規制値(水質汚濁防止法)：①pH規制値→5.8～8.6 ②SS規制値→200mg/L以下
③油規制値 5mg/L以下

工事管理値：①色管理値→無色透明 ②pH管理値→6.0～8.5 ③SS管理値→200mg/L以下
④油管理値→5mg/L以下

計測方法：①色→目視 ②pH→デジタルpH計 ③SS(濁り)→目視 ④油→目視

処理方法：①色→ノッチタンクで沈殿

②pH→酸(硫酸、塩酸)もしくはアルカリ(カセイソーダ等)で調整

③SS→ノッチタンクで沈殿又は、硫酸アルミニウムによりSSを沈殿

④油→吸着マットにより油分を吸着

計測頻度：ノッチタンクから雨水排水側溝に放流する都度事前に計測

B-3 排水の放流先→A-2 の回答参照

【5】

《概要書》 p42～50, p84

動物については、市等の関係機関及び各種団体からの意見を十分に把握し、環境保全、自然保護上の観点から支障のないよう配慮願います。(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

御意見のとおり、環境保全、自然保護上の観点から動物に支障のないよう配慮します。

【6】

《概要書》 p53, p85

岩手県自然環境保全条例に基づく環境緑地保全地域に係る届出について、同条例第23条第1項第2号(土地の形質変更)の行為については届出されておりますが、同条同項第1号(一定規模以上の建築物その他工作物の新增改築)の行為については未届となっております。

なお、当該行為については、着手する日の30日前までに届出する必要があります。

(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

事業実施区域は、南側の約6割が環境緑地保全地域に該当しています。

このエリアに建設予定の建築物は、早いもので平成30年8月着工の予定であり、現在建築確認申請に向けて、詳細の設計を行っているところです。

この建築物の建設にあたって、設計の完了後、あらためて環境緑地保全地域内行為の届出を行う予定です。遅くとも、着手の30日より前である6月には、届出する予定です。

【7】

《概要書》 p66, p86

大気の測定結果について、平成 27 年度までの測定結果（データブック）が公表されているので、内容に加えて検討していただきたい。
(花巻保健福祉環境センター)

使用するデータは極力最新のものとする。また、（浮遊粒子状物質）データに誤りがあることから、精査すること。
(環境保全課)

【回答】

大気の測定結果について、平成 27 年度までの測定結果（データブック）を内容に加えて検討します。また、浮遊粒子状物質データの誤りについては、正しいデータに訂正します。

資料 1（質問【7】の説明資料）

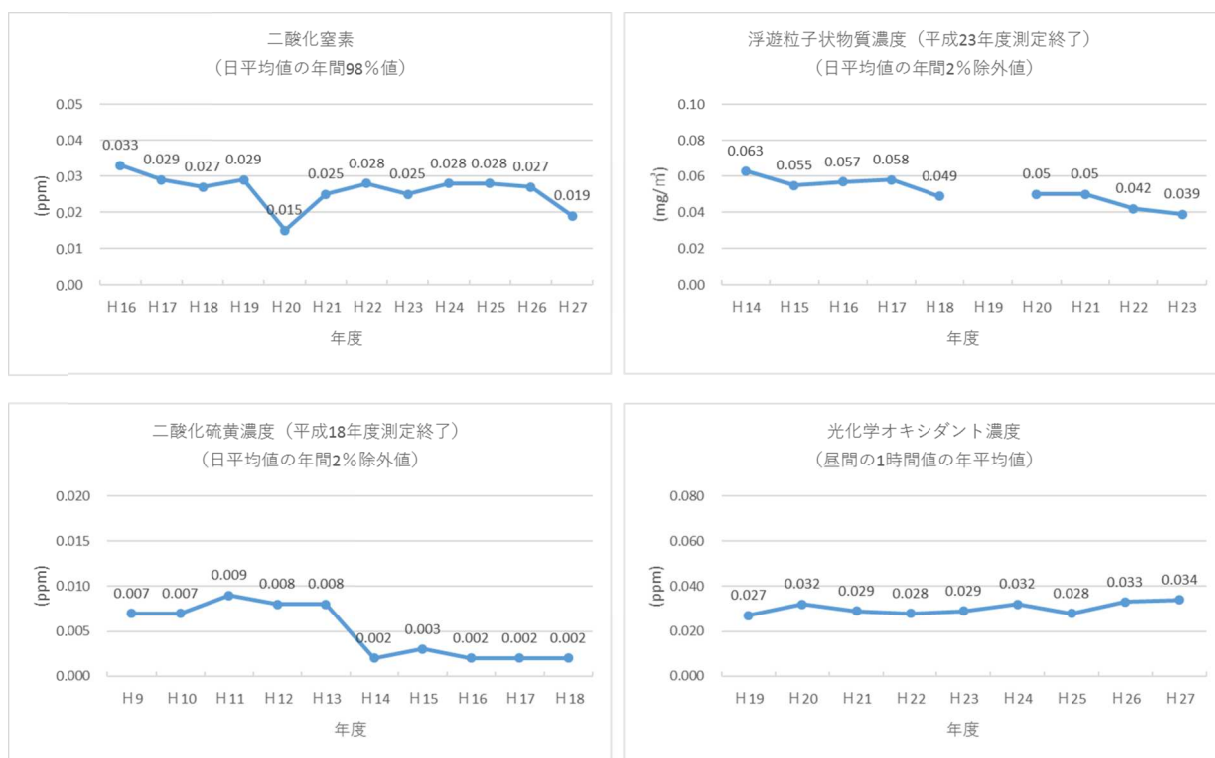
平成 27 年度における北上市の大気環境は、二酸化窒素濃度、有害大気汚染物質濃度及びダイオキシン類濃度が環境基準を満足している。また、平成 25 年度における悪臭苦情の解決率及び環境保全協定締結事業所の協定基準順守率も 100%である。

光化学オキシダントについては、平成 27 年度の平均値が環境基準を達成しているが、1 時間値が環境基準を超過した時間が 269 時間ある。この原因として、自然的要因（北半球における対流圏オゾンが春季に極大となる現象）のほか、アジア大陸からの汚染物質の流入が一因と推定されている。

北上市の大気環境

環境指標	単位	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度
大気中の二酸化窒素濃度	ppm	0.028	0.027	0.019
有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100	100	100
大気中のダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³	0.0073	0.012	0.0093
悪臭苦情の解決率	%	100	—	—
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（ばい煙等・悪臭）	%	100	—	—

出典：平成 27 年度環境報告書（北上市）、公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類 測定結果 岩手県（平成 26 度～平成 27 年度）



出典：公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類 測定結果 岩手県（平成 9 年度～平成 27 年度）

【8】

《概要書》 p71, p86

公共用水域水質の測定結果について、北上川及び飯豊川は生物A類型にも指定されており、水生生物保全項目も測定し公表されているので、内容に加えて検討していただきたい。

(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

北上川及び飯豊川の水生生物保全項目も内容に加えて検討します。

資料2 (質問【8】の説明資料)

平成27年度における北上川(昭和橋)、飯豊川(頭首工)の水生生物保全項目に係る項目の測定結果を下表に示す。測定結果は、すべて環境基準を満足している。

公共用水域水質(水生生物保全項目)測定結果

項目		水域名	北上川	飯豊川
		地点名	昭和橋	頭首工
		類型	生物A	生物A
全亜鉛	(mg/L)	平均	0.005	0.004
ノニルフェノール	(mg/L)	平均	—	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LSA)	(mg/L)	平均	—	0.0014

資料：平成27年度 公共用水域・地下水・大気汚染状況・ダイオキシン類測定結果(岩手県)

【9】

《概要書》 p74, p75, p79

騒音、振動の基準値について、北上市の告示によること。

(環境保全課)

【回答】

騒音、振動の基準について、北上市の告示に訂正します。

【10】

《概要書》 p75

表3.27「平成23年環告第32号」について、「環境省令第32号」の誤りと思われるので、内容を精査すること。

(環境保全課)

【回答】

表3.27「平成23年環告第32号」について、「環境省令第32号」に訂正します。

【11】

《概要書》 p80

表3.31 31道路振動測定結果について、使用するデータは極力最新のものとすること。

(環境保全課)

【回答】

表3.31 31道路振動測定結果については、最新のデータを掲載しています。北上市では、平成24年度以降において道路振動測定が行われていません。

【12】

《概要書》 p93～p96

93～96 ページの図 5.1～5.4 にある緑色の「敷地境界最大点」の意味をとりかねる。それぞれの時期において、「敷地境界上で建設機械から到来する音の騒音レベルが最大になるところ」という意味でしょうか。

それならば、なぜ一つの図に複数の「最大」地点があるのか、そうでないならば、何を示しているのかを説明いただきたい。(高根 昭一委員)

【回答】

p93～p96 ページの図 5.1～5.4 にある緑色の「敷地境界最大点」は、それぞれの時期において、「敷地境界上で建設機械から到来する音の騒音レベルが最大になるところ」の意味です。

建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、東西南北（4方向の敷地境界線）の各辺における騒音レベルの最大地点となります。

【13】

《概要書》 p97

表 5.6(97 ページ)中の予測地点が図 5.1～5.4 の緑色の複数の点に基づいて決められているのであれば、地点が時期によって変化することになる。

それでは、建設作業騒音による各地点における影響がわかりづらいので、時期によって地点を変化させるのではなく、4つの時期のそれぞれにおける予測地点を全て挙げて、それらの地点で全ての時期における騒音レベルの予測値を示していただきたい。(高根 昭一委員)

【回答】

工事の時期により建設機械の配置が異なるため、敷地境界線上に約 5m 間隔で 305 個の予測地点を設定し全地点で予測計算を行っています。その中から東西南北（4方向の敷地境界線）の各辺における騒音レベルの最大値を抽出しています。

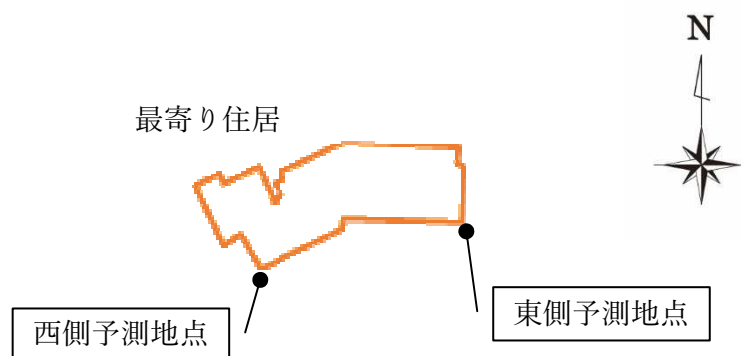
【14】

《概要書》 p97

表 5.6 で「最寄り住居」の地点とは、最寄り住居のどこを指すのか「点」で示していただきたい。(高根 昭一委員)

【回答】

最寄り住居は、住居の外部における東側と西側の地点のうち、工事の時期ごとに騒音レベルの高い地点を予測地点としています。



最寄り住居予測点位置図

【15】

《概要書》 p97

表 5.6 (97 ページ)の規制基準として、特定建設作業騒音の数値(85dB)を挙げているが、このレベルの騒音がこの時期に終日(24 時間)発生すると仮定すると、「周辺環境へ及ぼす影響は軽微である」(97 ページ)と表現するのは無理があると考えます。

予測されるレベルの騒音がどの程度の時間発生する可能性があるのか、見通しを示していただきたい。
(高根 昭一委員)

【回答】

予測される騒音レベルの発生可能時間は、8時から18時です。事業実施区域は、工業専用地域であり住居が存在しないため、生活環境への影響は軽微と考えています。なお、事業実施区域の北側に立地する住居に対しては、騒音の影響が生じないように十分配慮して工事を実施します。

【16】

《概要書》 p97～p105

建築物の存在に伴う騒音の影響の類似施設として東芝メモリ株式会社四日市工場を挙げているが、どのような点で類似なのかを説明いただきたい。

騒音に関する説明の中で挙げられているので、私は、建築物の遮音対策や吸音対策などの面で類似していると解釈するが、だとすれば、そうであることを具体的に(建築物の構造上の共通点など)示していただきたい。
(高根 昭一委員)

【回答】

本事業の岩手工場は、四日市工場の新製造拠点として製造棟を建設することから製造棟の構造及び設備等が類似と考えています。

また、岩手工場の建築物の遮音対策や吸音対策などは現段階で決まっていますが、四日市工場と同様に騒音の影響を低減または回避させる対策を行う計画であることから、四日市工場を類似施設として扱っています。

【17】

《概要書》 p97

表 5.6 中にある環境基準は、建設作業騒音には適用しないことに留意すること。

(環境保全課)

【回答】

建設作業騒音には環境基準は適用になりませんが、最寄り住居における建設作業の影響を検討するための参考基準として環境基準を掲載しています。

【18】

《概要書》 p100～p103

100～103 ページの図 5.5～5.8 にある緑色の「敷地境界最大点」の意味をとりかねる。それぞれの時期において、「敷地境界上で建設機械から到来する振動の振動レベルが最大になるところ」という意味でしょうか。

それならば、なぜ一つの図に複数の「最大」地点があるのか、そうでないならば、何を示しているのかを説明いただきたい。(高根 昭一委員)

【回答】

100～103 ページの図 5.5～5.8 にある緑色の「敷地境界最大点」は、それぞれの時期において、「敷地境界上で建設機械から到来する振動の振動レベルが最大になるところ」の意味です。

建設機械の稼働に伴う振動レベルは、東西南北（4方向の敷地境界線）の各辺における振動レベルの最大地点となります。

【19】

《概要書》 p104

表 5.9(104 ページ)中の予測地点が図 5.5～5.8 の緑色の複数の点に基づいて決められているのであれば、地点が時期によって変化することになる。

それでは、建設作業振動による各地点における影響がわかりづらいので、時期によって地点を変化させるのではなく、4つの時期のそれぞれにおける予測地点を全て挙げて、それらの地点で全ての時期における振動レベルの予測値を示していただきたい。(高根 昭一委員)

【回答】

工事の時期により建設機械の配置が異なるため、敷地境界線上に約 5m 間隔で 305 個の予測地点を設定し全地点で予測計算を行っています。その中から東西南北（4方向の敷地境界線）の各辺における振動レベルの最大値を抽出しています。

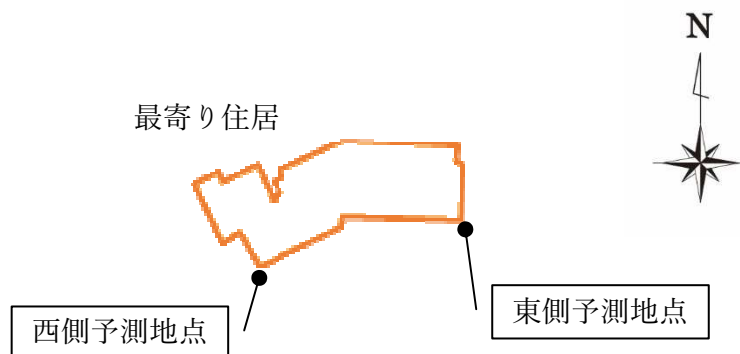
【20】

《概要書》 p104

表 5.9 で「最寄り住居」の地点とは、最寄り住居のどこを指すのか「点」で示していただきたい。(高根 昭一委員)

【回答】

最寄り住居は、住居の外部における東側と西側の地点のうち、工事の時期ごとに振動レベルの高い地点を予測地点としています。



最寄り住居予測点位置図

【21】

《概要書》 p104

表 5.9(104 ページ)の規制基準として、特定建設作業振動の数値(75dB)を挙げているが、このレベルの振動がこの時期に終日(24 時間)発生すると仮定すると、「周辺環境へ及ぼす影響は軽微である」(104 ページ)と表現するのは無理があると考えます。

予測されるレベルの振動がどの程度の時間発生する可能性があるのか、見通しを示していただきたい。
(高根 昭一委員)

【回答】

予測される振動レベルの発生可能時間は、8時から18時です。事業実施区域は、工業専用地域であり住居が存在しないため、生活環境への影響は軽微と考えています。なお、事業実施区域の北側に立地する住居に対しては、振動の影響が生じないように十分配慮して工事を実施します。

【22】

《概要書》 p105

建築物の存在に伴う振動の影響の類似施設として東芝メモリ株式会社四日市工場を挙げているが、どのような点で類似なのかを説明いただきたい。

振動に関する説明の中で挙げられているので、私は、建築物の振動対策などの面で類似していると解釈するが、だとすれば、そうであることを具体的に(建築物の構造上の共通点など)示していただきたい。
(高根 昭一委員)

【回答】

本事業の岩手工場は、四日市工場の新製造拠点として製造棟を建設することから製造棟の構造及び設備等が類似と考えています。

また、岩手工場の建築物の振動対策などは現段階で決まっていますが、四日市工場と同様に振動の影響を低減または回避させる対策を行う計画であることから、四日市工場を類似施設として扱っています。

